平成２１年（フ）第６８号
新潟県三条市上須頃142番地１
破産者　原　　和江
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第８２号
金沢市荒屋１丁目64番地
破産者　有限会社まる
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８６号
名古屋市港区幸町３丁目18番地
破産者　有限会社リバストーン
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７２号
愛知県春日井市気噴町100番地３の２
破産者　株式会社ラウンド
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３８４５号
大阪府東大阪市吉田７丁目５番16号光陽マンション107号
破産者　亡松下勝相続財産
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５２３５号
大阪府守口市金田町６丁目19番18号
破産者　有限会社廣建土木
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６９６９号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目２番13号マエダ本社ビル501号
破産者　株式会社グローリー
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７４号
大阪市東住吉区田辺６丁目６番２号
破産者　株式会社デザインルームシヤルム
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２２１号
大阪府茨木市小柳町10番20号
破産者　笠井工業株式会社
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２２２号
大阪府茨木市小柳町10番20号
破産者　大阪フジクリーン販売株式会社
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７２１号
大阪市生野区林寺４丁目６番28号
破産者　株式会社ブタニ
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０２１号
大阪市天王寺区舟橋町20番15号
破産者　有限会社マツヤデンキ
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９０号
大阪市中央区久太郎町１―６―19大成ビル705号
破産者　株式会社シーズシックスティフォー
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４４３号
大阪府守口市竹町12番３―301号
破産者　株式会社フリーマン
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７５９号
堺市中区東山771番地７　第３吉村ビル
破産者　株式会社岡田工務店
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１４５８号
神戸市須磨区行幸町２丁目１番２号
破産者　北村建設株式会社
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６１号
神戸市垂水区東舞子町７番17―103号
破産者　株式会社ネクスツアーシステム
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８９号
神戸市長田区細田町１丁目３番11号
破産者　有限会社泉屋商店
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５６号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目８番地の１
破産者　織金アルミ工業株式会社
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１７０号
岡山県総社市清音黒田221、開始決定の住所岡山県倉敷市酒津2497番地１サンビレッジ酒津Ｂ―101号
破産者　木田　雅子
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
埼玉県草加市松江３丁目24番２号
破産者　有限会社香取建設
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
千葉県南房総市富浦町多田良962番地
破産者　仲島　廣江
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部